

喫煙者の人権・社会的問題 「スモーカー人権宣言」について



日本マネジメント総合研究所(同) 理事長
経営管理学修士(MBA) 戸村 智憲

1. はじめに

さて、今回は安倍政権の重要課題でもある女性活躍推進について、新たに成立した女性活躍推進法とその対応について、ダイバーシティや実際の効率化策なども交えてまとめてみた。

今回は、健康増進法や改正労働安全衛生法でも受動喫煙を避けることが求められ、職場で必須の分煙や禁煙で「肩身が狭い」思いがするという喫煙者の人権・社会的問題と喫煙者・嫌煙者・非喫煙者等の共存におけるあるべき状況についてまとめておくこととする。

2. 「愛煙家」ではなく「ニコチン中毒者」と呼ばれる時代

タバコを吸う人といえば、一昔前には「愛煙家」として嗜好品をたしなむ者という表現がなされたこともあるが、現在は特に医療機関での禁煙治療の場面などで、「タバコを吸う＝病気」といった意味合いを込めて喫煙者は「ニコチン中毒者」と呼ばれるようになってきた。

かくいう筆者は、30歳を過ぎたころから、不正調査の張り込みに絶好の場所である職場の喫煙室でつい気軽に交わされる重要情報を探るための不正調査ツールとしてのタバコと喫煙と向き合いはじめた。

また、某大手企業の経営指導の際に、議論が紛糾したところあいに社内の有力者（喫煙者）から当時はまだ筆者が喫煙していないことを知っていながら

「戸村さん、一服しにいきませんか」と喫煙室に誘われ、「これは何か意図すべきことがあってのことだな」と、タバコ1本すら持っていなかった筆者がついていき、その休憩中に喫煙室にて本音で企業の憂慮すべき点と会議でまとめた思いを告げられて、その後の会議再開後に方向修正したうえで合意に至る対応をした経験から、コミュニケーション・ツールや困った際の内緒話しのきっかけづくりツールなどとしても、筆者は喫煙者として生きている。

一般的かどうかはさておき、一昔前であれば、中学・高校などの未成年期に、悪ぶって背伸びしたアウトロー感を味わいたくてか、あるいは、まわりの大人が喫煙することが多かった様子を見て大人への階段を昇るつもりか、いづれにしても違法行為を積極的に犯すことで満足感を得て喫煙者になる方々が少なくなかったかとも思われる。



図1

筆者のように30歳を過ぎて仕事やコミュニケーションのツールとして割り切って喫煙を違法行為なく始める者は少数派かもしれない。

3. 喫煙者にも当然に人権はある

社会的には、どのような背景があるかは勘案されることなく、喫煙者に対して、かなり偏見や差別的な対応すら見受けられるようになってきた感を筆者は抱くこの頃である。

確信犯としての殺人犯ですら、裁判を受けることや裁判で弁護士代理人をつける権利もある中で、よくよく考えてみれば喫煙者にも当然に人権はある。

WHO（世界保健機関）などでは、喫煙者はそもそも職員として採用しないという方針であるし、日本国内でも喫煙者の採用お断り、という企業が少なからず出てきたことは、職場における受動喫煙を避けたり、タバコ臭い人が接客などを担当することで顧客に不快感をおかけすることを避けたり、また、社会的には喫煙者による医療費増加要因を低減する上でも役立つ面があったりするだろう。

しかし、問題は、スモハラ（スモークハラスメント）として喫煙者が非喫煙者に受動喫煙させたり喫煙するよう促したりするような、喫煙者が加害者となるものだけではなく、喫煙者が喫煙を理由に偏見を持たれたり差別的扱いをされるといった、新種のスモハラ（非喫煙者・嫌煙家による喫煙者（スモーカー）へのハラスメント）といっても良いような状況が生じていることにあと筆者は感じるのである。

レイベリング（レッテルを貼る）ことは、人権・倫理指導もする筆者は厳に慎み自らの思い込み・先入観・固定観念・偏見を見つめ直すよう、ダイバーシティの観点でも厳しく指導しているが、喫煙者相手となると、半ばレイベリングを積極的に行うことがまかり通ってしまいがちな社会的風潮に筆者は人権侵害等の面で危惧している。

喫煙者は自己管理ができない者であるとか、社会的害悪としての存在であるとか、喫煙を理由に仕事をさぼり効率的な仕事ができない劣位者であるとか

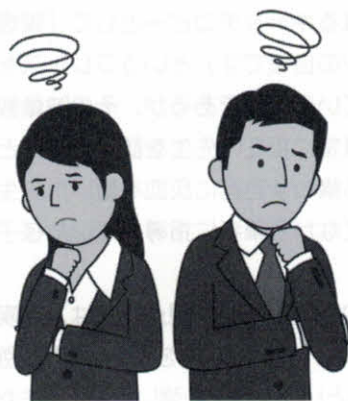


図2

といった、人権侵害や差別・偏見につながりかねないほどまで喫煙者を画一的に攻撃してよいものではない。

もちろん、喫煙者である筆者が、本稿を通じて喫煙を呼びかけるわけでもなければ、喫煙が善なるものの象徴などといった妄言を吐くつもりでもない。

むしろ、喫煙しなくてよい人や喫煙したくない人は喫煙しないままで良いと筆者は思っているし、非喫煙者の人権も喫煙者側が十分に擁護すべきものと思っている。

ただ、喫煙者であることをもって、社会的に何でもかんでも「喫煙は悪」であるというよりも「喫煙者は悪である」という論調・対応で社会が喫煙者に接することは、人権侵害につながり得る重大な問題ではないかと筆者は危惧しているのである。

4. 喫煙という社会的な「歴史問題」への反省と未来志向での共存関係樹立へ

一昔前であれば、飛行機の機内でも喫煙席が設けられ、分煙のしようもないほど狭い機内で非喫煙者の方々が受動喫煙の被害にさらされていたこともあった。

また、筆者の中学生のころを振り返れば、体育館で喫煙の危険性と未成年の喫煙を避けるよう呼びかける映像教材を学年全体で見せられ、当時の映像の

最後に流れるキャッチコピーとして「喫煙はスローモーションの自殺です」というフレーズを今でも鮮明に覚えているほどであるが、その映像教材を見終わって職員室に担任の先生を訪ねていくと、職員室ではところ構わず自席に灰皿を置いた先生方がタバコをくわえながら筆者に指導していた様子も思い浮かぶ。

喫煙者の歴史問題的な観点からは、非喫煙者・嫌煙家に対して、タバコの煙を通じた横暴で強制的な受動喫煙促進といった状態を強いてきた過去がある。

また、嫌煙家に対し、いわゆる過去に過剰に正当化されてきた存在としての「愛煙家」が、画一的に過剰な権利を行使しようとする迷惑な存在として扱ってきたかのような悪しき社会的風土や「愛煙家」の暴挙ともいえるような状態があったとも言えそうである。

現在の喫煙者は、法と倫理に沿って、非喫煙者・嫌煙家の人権を尊重・擁護するとともに、自らも法と倫理に沿って喫煙の及ぼす社会的影響を勘案しつつ、CSRならぬ筆者がいうところのISR（個人の社会的責任：Individual Social Responsibility）に沿った責任ある言動を進めることが重要であると筆者は思っている。

喫煙者が横暴をきわめたような過去の「歴史問題」を直視し、反省と謝罪の意を込めて未来志向で非喫煙者・嫌煙家と戦略的互惠関係ならぬ共存関係を築

いていくべきであると筆者は考える次第である。

5. 「スモーカー人権宣言」の提唱

そこで、筆者なりに、喫煙という社会問題に向き合いつつ喫煙者の人権を擁護しつつ社会的問題の解決に資する「スモーカー人権宣言」をここに提唱してみようと思う。この人権宣言は、時代や状況や社会的議論に応じて改変されるべきものであろう。

〈スモーカー人権宣言〉

第1条 喫煙者は自らの人権を擁護するとともに、非喫煙者の人権も積極的に擁護し、同じ人間同士が相互に不快感や受動喫煙なく人間的に快適な生存を可能にするよう最大限の注意義務を果たす

第2条 喫煙者は積極的に自らの健康管理を行い、社会的な問題となり得る医療費の高騰の抑制や受動喫煙の防止に努めるため、定期的な健康診断や分煙を徹底し、禁煙指定場所では一切の喫煙行為を慎むことで自らの品位ある喫煙を保つよう努める

第3条 喫煙を行うことに対する差別や偏見の撤廃に喫煙者は連帯して務め、喫煙者に対する人権侵害を低減するよう喫煙者が連携して努める

第4条 喫煙者は指定喫煙場所等における清潔な利用を進め、清掃担当者の負担を最低限にするよう努めるものとし、喫煙者が非喫煙者や喫煙に対する理解を示す者に対して迷惑をかけないように最大限の注意義務を果たすことで、喫煙者に対する悪評・悪なるイメージを積極的に払拭するよう努める

第5条 乳幼児・児童・未成年者の前では、喫煙している様子を見せないようにすることや、家庭では喫煙者が促されなくても積極的に近隣に迷惑のかからない状態でベランダや玄関先や換気扇の真下での喫煙に努め、喫煙は善であるという画一的なイメージを他



図3

者に植え付けないよう最大限の注意義務を負う

第6条 妊産婦や呼吸器疾患等をかかえる方々に対し、喫煙者は最大限の注意義務を払い受動喫煙を避けるとともに、他の喫煙者が受動喫煙をさせてしまうような状況があれば、喫煙者同士が相互に連携して受動喫煙をさせないように対応する

第7条 公共の場における喫煙ルールやマナーおよび法と倫理に沿って、喫煙者の他の善良な喫煙者へのイメージ悪化や人権侵害を自ら招きかねない悪行を慎むとともに、喫煙者同士で喫煙者の問題行為の是正に積極的に取り組む

第8条 喫煙者はタバコに関する税を積極的に納税することをもって喫煙者の歴史問題を直視し間接的に補償的な償いを行うことを甘受するとともに、完全なる自己責任として喫煙のリスクを積極的に把握しタバコによる火災などを含めたリスク対策を自ら積極的に講じる

第9条 喫煙者が禁煙しようとする際には、喫煙者は相互に連携しあい禁煙の成功を支援するとともに、喫煙者・非喫煙者・青少年等のすべての者に対して喫煙の疾病等の生体的・火災等の物理的な各種リスクについて正しく伝え、自己責任での喫煙において正當かつ妥当な意思決定を行えるよう努める

第10条 喫煙のローカルルールや非喫煙者・嫌煙家とは社会的な対話を通じて積極的に課題の解決・是正に喫煙者が連帯・連携して取り組む

上記のスモーカー人権宣言は、筆者によるものであるため、異論・反論や盛り込むべき他の観点などもあるだろうが、まずは、喫煙者と非喫煙者・嫌煙家の共存と喫煙者への人権侵害解消に向けた第一歩として、議論の呼び水やたたき台になれば幸いである。



図4

6. 喫煙者の筆者からみて迷惑な困った喫煙者は根絶させたい

筆者は喫煙者であるが、決められた喫煙場所や喫煙ルールに反して喫煙しないことや、喫煙場所を極力汚さないよう清潔を保つよう努め、大人の行うことは良いこと・見習うべきことと思しやすい息子の前ではタバコを吸っている姿を見せないように全力を尽くしつつ、社会にご迷惑を極力かけないよう嗜好品としてのタバコをたしなむようにしている。

一方で、街中では、喫煙場所の灰皿に平気でタバコの空き箱などのゴミを捨てて火災のリスクや煙が異常に発生しやすい状況を招く者や、歩きタバコですれ違いざまにタバコの火で筆者がやけどさせられそうになったりしても、詫びの一言すらなく平然と歩き去って行く者や、ファミリーレストランの喫煙席に幼いわが子を連れて長時間にわたり子供に受動喫煙を余儀なくさせる親など、目に余る行いに終始する者が少なくない。

そういった理性や分別に欠ける喫煙者こそが、病的にタバコに取りつかれてまっとうな喫煙者のイメージ低下や風評被害をもたらす元凶であり、真のニコチンの中毒患者なのであらうと筆者は思うのである。

喫煙者が品位と分別と協調性を保たなければ、喫煙者が社会に対して害悪のみをもたらす違法行為に走る喫煙界における「反社会的勢力」になりかねないのではないかとさえ筆者は思うのである。

もし世の中に「善良なる喫煙者」なる存在があったとしたならば、善良なる喫煙者は決して「喫煙における反社会的勢力」に加担しても参画してもなら



図5

ないであろう。

喫煙は誇らしいものでもなんでもない行為であるが、その中でも、流儀というか品格らしきものを保っていくことが、社会における個人の社会的責任を果たす上で最低限は必要な対応ではないかと思う次第である。

今回は、喫煙という嗜好品をたしなむ行為とも取れる一方で社会的な害悪とも目され得る行為について、筆者なりの考えと提言をまじえてお話をまとめてみた。

また、本稿を契機として、筆者の見識不足であれどうあれ、CSVに関する議論やその他各種課題につ

いての議論活性化の呼び水となるようであれば、筆者としては幸いである。

【執筆者紹介】

戸村 智徳（とむら ともりの）

早大卒。米国MBA修了。米国博士後期課程（Ph.D）中退。国連勤務にて内部監査業務の専門官、国連戦略立案専門官リーダー、国連が進める世界的CSR運動である「国連グローバルコンパクト」広報・誘致業務担当。民間企業役員にて、監査統括、人事総務統括を担当。上場IT企業のJFEシステムズ(株)アドバイザーやJA長野中央会の顧問なども担当。日本マネジメント総合研究所合同会社の理事長として、産学共に活動中。岡山大学大学院非常勤講師など教鞭をとる立場にも身を置いてきた。

29冊の出版物をはじめ、NHK「クローズアップ現代」番組監修・TV出演、テレビ朝日「そうだったのか！池上彰の学べるニュース」番組監修、BS11報道番組「インサイドアウト」でのコメンテーター（トヨタのリコール問題とリスク管理）、NHK（Eテレ）「めざせ！会社の星」専門家ゲストTV出演・番組制作協力などの出演の他、各種メディアでの情報発信などにも意欲的に取り組む。

代表的な書籍として、『企業統治の退廃と甦生』（戸村智憲 著、中央経済社）、『クリエイティブ監査への道』（戸村智憲 著、税務経理協会）、『しっかり取り組む「内部統制」：企業健全化プログラムと実践ノウハウ』（戸村智憲 著、実務教育出版）など。

技術の挑戦者 次代を担う技術者へ

ベテランから若手エンジニアへの技術、そして精神の伝承が大きな問題となるなか、その道標となるよう、様々な業種の39名の先輩技術者が自身の体験談を基に、これからの若手技術者に向けた熱きメッセージを送る。

■主な内容

- 地球時代における技術者の役割
- 世界を席巻する日本油圧ショベル、その完成への挑戦
- 日本発ISO規格
- 国産ガスタービン開発への熱き想い
- 世界最高分解能X線顕微鏡への挑戦
- 知識獲得の手法 他

日本工業出版(株) 0120-974-250

<http://www.nikko-pb.co.jp/> netsale@nikko-pb.co.jp

技術の挑戦者 次代を担う技術者へ



■体裁：A5判180頁
■定価：1,500円＋税

流通 メーカー・卸・小売を結ぶ流通情報総合誌 ネットワーキング

1・2 2016
JAN・FEB
NO.293

特集

- ①WMS導入・運用事例集 2016年度最新版
- ②ITで人材不足を乗り切る

物流センター管理システム

WareNavi[®]
warehouse management system



**お客様のご要望で自在に、
創る・進化する・マッチする**

さまざまな要求に応える WMS を手作り！
納入後も作業工程ごとに、
運用／管理機能の選択変更が可能！

DAIFUKU Always an Edge Ahead